

## 公的統計の整備に関する基本的な計画の別表の検討状況等

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

通し番号	1
項目	3 人口・社会、労働関連統計の整備 (1) 社会保障全般に関する統計の整備
具体的な措置、方策等	社会保障費用統計の公表時期の早期化、ILO基準に基づいた制度間移転のクロス集計の充実及び集計項目の細分化に努める。
実施時期	平成26年度から実施する。
平成26年度中の検討状況又は進捗状況等	<p>今年度は指摘事項について有識者ヒアリングと研究会を開催し検討を進めた。進捗状況は以下の通りである。</p> <p>(1) 公表早期化 今年度は関係部局の協力を得て、昨年度に比べて公表を1ヶ月前倒しした。社会保障費用統計はOECD基準とILO基準からなるが、そのうちのOECD基準「保健」は、厚生労働省「国民医療費」うち患者負担を除く額を使用している。例年9月上旬に公表前の暫定値提供を受けているが、一昨年は10月となったため、社会保障費用統計の公表も12月となった。そこで今年度の対策として、同統計の作成部局に提供の早期化を要請し、昨年より早く8月末に提供を受け、11月に公表することができた。 来年度、国民医療費の元データの入手方法も含め、さらなる早期化が可能かどうか、検討を進めているところである。 (別紙2参照)</p> <p>(2) 制度間移転のクロス集計の充実 有識者の意見を踏まえ、医療、年金、介護の各部門ごとに、ILO基準表の参考表としてクロス集計を作成する方針とした。その上で、今年度は介護表の試案を以下の通り作成した。(別紙3、4参照) 介護保険の第2号被保険者の保険料は、各医療保険者で一体徴収され、一旦、社会保険診療報酬支払基金(以下、支払基金)に繰入れされたのち、各市町村に納付される。現在、社会保障費用統計では、介護保険の第2号被保険者分の保険料拠出も各医療保険の収入として計上され、支払基金への繰入分は「他制度への移転」として各医療保険の支出に計上されている。また介護保険から見れば、第2号被保険者の保険料は、「他制度からの移転」として収入に計上され、保険料拠出としては第1号被保険者分しか計上されていない。試案では、SNAの社会保障負担の明細表における介護保険の計上を参考に、第2号被保険者保険料を各医療保険から介護保険に付け替えて作成した。 来年度、介護の参考表はホームページ上に掲載する予定である。また、医療、年金についても、順次、試案の作成を進めていく。医療については、有識者の意見を踏まえ、厚生労働省「財政構造表」を参考に、作成する方針である。</p> <p>(3) 集計項目の細分化 OECD基準表は、政策分野別に、制度レベルまで細分化した参考表をホームページで公表しているところであるが、有識者より、細分化されていない「保健」についても、細分化して公表すべきとの指摘を受けた。そこで今年度は「保健」を中心に精査を進め、来年度は制度レベルに細分化して公表する予定である。(別紙5参照) そのほか、「家族」については、制度レベルよりもさらに細分化したデータの提供依頼が関係府省等から多く寄せられており、来年度以降、制度レベルよりも細分化して公表する方向で検討を進めている。(別紙6参照)</p>